

2020年5月25日

各 位

会 社 名 丸全昭和運輸株式会社
代表者名 代表取締役社長 浅井 俊之
(コード番号 9068 東証市場第一部)
問合せ先 総務部長 相田 宏
(電 話 045-671-5796)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2020年4月6日開催の取締役会において、2020年6月26日開催予定の第118回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議しております。

それに伴い、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行および取締役の責任限定契約の範囲の拡大等のため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的と内容

- (1) 取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、取締役への業務執行の決定の委任に関する規定の新設その他の所要の変更を行うため、定款を変更するものです。
- (2) (1)に併せて、取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定を新設し、また、会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役にまで責任限定契約の範囲を拡大し、締結できるよう定款を変更するものです。

2. 変更の日程

定時株主総会開催日	2020年6月26日(予定)
定款一部変更の効力発生日	2020年6月26日(予定)

3. 資料 (別添) 定款新旧対照表

以 上

定 款 新 旧 対 照 表

(別 添)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 変更なし</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 <p>第5条 変更なし</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 変更なし</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条～第20条 変更なし</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 <u>当社に取締役22名以内を置き、必要に応じ取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>第24条 変更なし</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 変更なし</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <削 除> 2. 監査等委員会 3. 会計監査人 <p>第5条 変更なし</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第13条 変更なし</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>第14条～第20条 変更なし</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 <u>当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は7名以内とし、必要に応じ取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。</u> <p>(取締役の選任)</p> <p>第22条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。 <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u> <p>第24条 変更なし</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。なお、<u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずして開催することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 27 条 変更なし</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。なお、<u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずして開催することができる。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 26 条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 27 条 変更なし</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p><新 設></p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 29 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 30 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役および監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 30 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 31 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第 32 条 <新 設></p> <p>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第33条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了とする時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p>(監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。なお、監査役全員の同意があるときは招集の手続きを経ずして開催することができる。</p> <p>(常勤の監査役) 第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の決議の方法) 第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役会の議事録) 第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(監査役の報酬等) 第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: right;"><削 除></p> <p style="text-align: right;"><削 除></p> <p style="text-align: right;"><削 除></p> <p>(常勤の監査等委員) 第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知) 第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。なお、監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを経ずして開催することができる。</p> <p style="text-align: right;"><削 除></p> <p>(監査等委員会の決議の方法) 第36条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規則) 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>(監査等委員会の議事録) 第38条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p style="text-align: right;"><削 除></p> <p style="text-align: right;"><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 43 条～第 44 条 条文変更なし</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 46 条～第 48 条 条文変更なし</p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 39 条～第 40 条 条文変更なし</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 42 条～第 44 条 条文変更なし</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 118 回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条の定めるところによる。</u></p>